

土木工事施工管理基準

昭和57年5月1日制定
昭和61年5月1日改正
平成4年4月1日改正
平成8年5月1日改正
平成15年10月1日改正
平成21年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成31年4月1日改正
令和2年7月1日改正
令和3年4月1日改正

この土木工事施工管理基準は、埼玉県土木工事共通仕様書1-1-1-29「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めるものである。

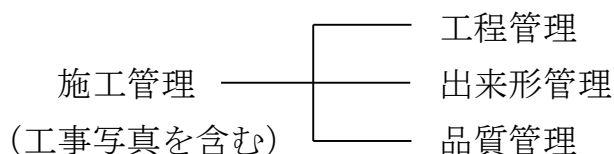
1 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適用

この基準は、埼玉県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準により難しい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構成



4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画を定めなければならない。
- (2) 受注者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、**工事完成時**に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、**工事内容に応じて適切な工程管理**（ネットワーク又はバーチャート方式など）を行うものとする。

ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した**出来形管理図表**を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が3点未満の場合は**出来形管理図表の記載のうち出来形管理図**の作成は不要とする。

施工計画書や出来形管理等に用いる設計値とは、数量計算値であり、数量計算値を数値基準に基づき処理した内訳数量を指すものではない。

(3) 品質管理

① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。

ただし、測定数が3点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、(ハ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定

するものを実施するものとする。

(イ) 道路土工、河川土工、砂防土工

土量 3,000m³ 未満の工事

ただし、道路工事の路床については、3,000m³ 未満であってもすべて実施する。

(ロ) 路盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が 1,000m² 以下のもの)

(ハ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が 100t 未満のもの)

② 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ 2.5m を超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を土木工事写真作成要領により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、**工事完成時**に提出しなければならない。

8 3次元データによる出来形管理

3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、**別途、国土交通省が定める出来形管理要領によるものとする。**

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

9 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。